

平成 25 年 6 月 28 日
官民競争入札等監理委員会事務局

発注者支援業務等における事業譲渡に関する対応について（案）

1. 概要

国土交通省が実施している道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等のうち旧建設弘済会等が受注している業務については、国土交通省からの要請に基づき、民間事業者等への事業譲渡が行われている状況（平成 24 年度においては、東北地方整備局管内で 29 件の事業譲渡を実施しており、他の事業についても同様に、順次、事業譲渡を実施予定。）。

2. 事業譲渡に係る課題

- 1) 事業譲受者の選定における透明性及び公平性の確保。
- 2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公サ法」という。）第 21 条（契約の変更）に係る手続きの取扱い。
 - ※ 平成 24 年度の事業譲渡においては、本条文に係る手続きが行われていない。
- 3) 公サ法第 10 条（欠格事由）のうち、暴力団排除に係る手続きの取扱い。
 - ※ 平成 24 年度の事業譲渡においては、警察庁に対する文書による照会を実施していない。

3. 国土交通省の対応

- 1) 「建設弘済会等に係る事業譲渡手法等の課題検討チーム」において、外部有識者の助言を得ながら、事業譲渡等を行うに当たっての課題等について検討、基本事項等について整理とりまとめを行い、地方整備局を通じて、建設弘済会等に周知しているところ。事業譲渡に当たっては、事業譲渡後の業務履行体制が従前と同程度であるか等、適正性等について審査を行っている状況。
 - 今後については、事業譲渡を認める場合の考え方等を実施要項に明記。
 - ※ 平成 24 年度の事業譲渡においては、譲受人選定に当たって、透明性、公正性確保の観点から、建設弘済会等が、官報公告により譲受人を公募、外部有識者からなる第三者委員会において選定等を実施し、結果についても官報公告を実施。
- 2) 今後、各建設弘済会等が実施する事業譲渡については、譲渡件数が多数となることが予想されることを踏まえ、効率性の観点から、翌年度の入札結果報告と併せて受託者変更の実績を入札監理小委員会に報告（平成 24 年度実績から報告）。更に、事業の実施状況と併せて、監理委員会に報告。
- 3) 事業譲渡に当たっては、あらかじめ暴力団排除の手続きを実施（平成 25 年度から実施）。

その他、事業譲渡を行ったことにより、透明性、公正性、競争性等の観点から疑義案件が生じた場合は、国土交通省が速やかに監理委員会等に対して、経緯及び対応方針を報告。